

平成18年4月25日

各位

株式会社 井筒屋

代表取締役社長 中村 真人
(問合せ先)

総務センター長兼人財開発センター長
執行役員 入江 壮行
(093-522-3301)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成18年4月25日開催の取締役会において、平成18年5月25日(木)開催予定の第111回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 主要な変更の理由

- (1) 平成18年5月1日に「会社法(平成17年法律第86号)」が施行されたことに伴い、現行定款全体に亘り規定の追加や削除、字句の修正ならびに条数の整理など所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役においては役付取締役を置かず、代表取締役と取締役のみとし、新たな執行役員制度により経営と執行の分離を行うべく、現行定款第17条第2項を削除するものであります。
- (3) 経営責任の明確化と機動的な経営体制の構築を推進するべく、現行定款第16条に規定する取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (4) 経営環境の変化に迅速かつ積極的に対応し、かつ意思決定・業務執行の迅速化と経営責任・業務執行責任の明確化を図るべく執行役員制度を再構築したことにより、現行定款第14条に規定する取締役の員数を15名以内から10名以内に変更するものであります。
- (5) 取締役会ならびに監査役会において機関決定事項を明確にするべく、定款第24条に取締役会規程を、定款第32条に監査役会規程を新設するものであります。
- (6) 会社法の施行により取締役会の決議で剰余金の配当を行うことが認められたことに伴い、将来、機動的配当を行うことを可能にするべく、定款第35条第2項を新設するものであります。

2. 変更予定日

平成18年5月25日(木曜日)

以上